

市民意見公募の結果について

1 市民意見公募実施概要

(1) 公募の期間

令和3年11月12日（金）から令和3年12月14日（火）まで

(2) 公募の周知

「第3次かすがい男女共同参画プラン（中間案）」をレディヤンかすがい、市役所情報コーナー、坂下出張所、東部市民センター、各ふれあいセンター、各公民館に設置するとともに、市ホームページに掲載

(3) 公募の結果

意見提出者7名、意見数19件

2 提出された意見の概要と意見に対する考え(案)

No.	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え（案）
1	プランの名称	「男女共同参画プラン」の名称を変更してはどうか。LGBTQがプランに入ってきているので、名称がそぐわなくなっている。名称を国が定めているのであれば、国へ改定を申し出てはどうか。	男女共同参画プランは男女共同参画社会基本法及び男女共同参画推進条例に基づき策定する市の基本計画であることから、この名称としています。男女共同参画社会実現のための取組を推進することで、性別のみならず、国籍、年齢、障がいの有無にかかわらず多様な人々が尊重される社会の実現につながるものと認識しています。

No.	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え（案）
2	全体	「男女」という言葉が非常に多い。「男女」という言葉自体「男」が先に来て、男＝主、女＝従というイメージがあるので、できるだけ他の言葉に言い換えてほしい。	男女共同参画社会基本法や国の第5次男女共同参画基本計画においても「男女」という熟語を使用していることから、当プランにおいても使用しています。 また、「男女」という熟語だけでなく、記載内容により「ジェンダー」や「性別によらず」という表現も使用しています。
3	第2章 春日井市の男女共同参画の現状 2 「男女共同参画に関する市民意識調査」から見る現状 (4) 防災について	避難所運営について、女性への配慮には言及しているが、トランスジェンダーへの配慮も考慮してほしい。災害時、トイレの問題などが原因で、避難したくても実際には避難所に行けないトランスジェンダーがいる。	市民意識調査の結果、避難所運営に避難者のニーズに配慮することが必要と考える市民の割合が高かったことから、第6章 基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる社会 基本的施策③ ジェンダーの視点からの防災の取組において、多様なジェンダーを始め高齢者、障がい者、妊婦など多様なニーズに配慮した包摂的な取組を推進していきます。
4	第2章 春日井市の男女共同参画の現状 2 「男女共同参画に関する市民意識調査」から見る現状 (6) 性的マイノリティ（LGBT等）について	「好意的に受け入れる割合は高くなっている」とされているが、「性的マイノリティを差別しない」と公言している人も、実際に身近な人が同性愛者だったりトランスジェンダーだったりすると拒絶する人が多い。そういうことも考慮してほしい。	性的マイノリティに対する差別をなくすためには、性の多様性への理解促進が必要だと考えますので、第6章 基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる社会 基本的施策② 取組 No. 24 性の多様性への理解促進において引き続き啓発していきます。

No.	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え（案）
5	第5章 プランのめざす方向 4 施策の体系	基本目標が3点になったのはわかりやすくいいと思う。 それぞれの取り組みの部分では具体性に欠け、「情報提供」に留まるのではなく、「周知」や「支援」を実際にどう行うのか、知りたいと思う。	基本計画である本プランには方向性を記載し、計画期間の5年間における取組の主な内容を記載しています。
6	第6章 各施策の推進 基本目標Ⅰ 多様な生き方・働き方ができる社会 基本的施策④ 家庭生活・地域生活における男女共同参画の推進	『おとう飯』を引用しているが、SNSで炎上した『おとう飯』は持ち出さない方がいい。	男性の家事参加を進めるためには、『おとう飯』のようなキャンペーンを打ち出して意識啓発を図ることも重要な方法の一つと考えます。
7	第6章 各施策の推進 基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる社会 基本的施策② 人権の尊重と困難を抱える人への支援 取組No.24 性の多様性への理解促進 主な内容2 ファミリーシップ制度の導入	主旨には大いに賛成。多くの自治体で実施されているので、春日井にも導入を早急にすべき。名称については、東京都は今般同性パートナーシップ制度と提案しているようで、わかりやすいのはパートナーシップ制度だと思う。	※資料3に基づき検討
8	第6章 各施策の推進 基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる社会 基本的施策② 人権の尊重と困難を抱える人への支援 取組No.24 性の多様性への理解促進 主な内容2 ファミリーシップ制度の導入	1箇所言及しているだけで、内容が全く分からない。もう少し詳しく扱ってほしい。	※資料3に基づき検討

No.	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え（案）
9	<p>第6章 各施策の推進 基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる社会 基本的施策② 人権の尊重と困難を抱える人への支援 取組 No. 24 性の多様性への理解促進 主な内容2 ファミリーシップ制度の導入</p>	<p>ファミリーシップ制度の早期の導入をお願いしたい。東京都や小牧市、名古屋市は導入予定。 私はパートナーが春日井市在住なので、片方のパートナーが春日井市在住なら他の市に住んでいても利用可能にして欲しい。豊橋市は片方が在住なら可能だ。</p>	<p>今後導入を検討していく中で具体的な内容について整理していきます。</p>
10	<p>第6章 各施策の推進 基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる社会 基本的施策④ ライフステージに応じた健康づくり支援 取組 No32 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発</p>	<p>担当課が1は学校教育課、2は子ども政策課となっているが、この問題については、すべての世代の市民への啓発が必要なので、男女共同参画課がイニシアチブを取ってあらゆる機会に広報、啓発をすすめて欲しい。</p>	<p>男女共同参画課においても様々な機会を通じて啓発を行うため、主な内容1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知の担当課に男女共同参画課を加えます。</p>
11	<p>第6章 各施策の推進 基本目標Ⅲ 多様性を認め合える社会</p>	<p>性指向・性自認に悩む人向けの相談窓口の設置を追加してほしい。</p>	<p>主な内容には記載していませんが、既存の専門相談窓口を案内することで対応していきます。</p>
12	<p>第6章 各施策の推進 基本目標Ⅲ 多様性を認め合える社会 基本的施策② ジェンダー平等の視点に立った教育・学習の推進</p>	<p>性の多様性（性指向・性自認）の理解を深める教育の推進も入れてほしい。</p>	<p>これまでも性の多様性の理解促進のための教育を実施してきました。引き続き、第6章基本目標Ⅲ 多様性を認め合える社会 基本的施策② ジェンダー平等の視点に立った教育・学習の推進 取組 No. 36 子どもの頃からのジェンダー平等の理解と促進において実施していきます。</p>

No.	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え（案）
13	第7章 プランの推進 3 推進のための数値 目標	「性指向・性自認に対して 差別意識を持たない市民の 割合」も加えてほしい。	市民の意識については、令和 2年度に実施した市民意識調 査の数値を基に目標を設定し ています。ご意見の項目は質 問項目になかったため、数値 目標に設定しません。
14	第7章 プランの推進 3 推進のための数値 目標	審議会等への女性の登用率 50%、市男性職員の育児休 業取得率 50%、市男性職 員の配偶者出産休暇取得率 100%に。	審議会等への女性の登用率に ついては、現状を踏まえ5年 間で実現を目指す目標値を設 定しました。 市男性職員の育児休業等取得 率については、春日井市が策 定している特定事業主行動計 画での目標値と整合を図って 設定しています。特定事業主 行動計画は、全ての職員が能 力を発揮し、いきいきと活躍 できる職場環境の実現を目指 して策定しています。
15	第7章 プランの推進 3 推進のための数値 目標	全体的に登用目標が低すぎ る。春日井市としてできる 「女性管理職の増員」はも っと積極的に取り組んでい いと思う。	女性管理職の割合は、春日井 市が策定している特定事業主 行動計画での目標値と整合を 図って設定しています。特定 事業主行動計画は、全ての職 員が能力を発揮し、いきいき と活躍できる職場環境の実現 を目指して策定しています。

No.	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え（案）
16	第7章 プランの推進 3 推進のための数値目標	市男性職員の育児休業取得は、子どもが生まれる男性には必ず声をかけて育休の取れる環境を整えるなど、市としての取り組みを強めれば「目標 15%」ということにはならないのではないか。	市男性職員の育児休業等取得率については、春日井市が策定している特定事業主行動計画での目標値と整合を図って設定しています。特定事業主行動計画は、全ての職員が能力を発揮し、いきいきと活躍できる職場環境の実現を目指して策定しています。
17	第7章 プランの推進 3 推進のための数値目標	また、DV 窓口を知っている市民の割合が目標「40%」では、DV の被害者を救えない。ほぼ 100% にする努力をどうするか、というところに目標の意味があるのではないかと思う。	DV 相談窓口を知っている割合については、現状の数値を踏まえ、5年間で実現を目指す目標値を設定しています。
18	第7章 プランの推進 3 推進のための数値目標	性的マイノリティにとって生活しづらい市民の割合が74%もあることや、学校教育の場で男女平等であると感じている市民の割合が半分しかないことなどは、まさに学校教育の場でどのような取り組みが行われるかに大きな比重があるのではないかと思う。教師に対する市としての研修の実施や、教育の場でのジェンダーギャップの細かなチェックなど、具体的な取り組みを計画し、もっと高い目標を持ってほしいと思う。	性的マイノリティにとって生活しづらい社会と思う市民の割合についても、現状の数値を踏まえ、5年間で実現を目指す目標値を設定しました。ご意見のとおり学校教育の場での取組が重要と認識しておりますので、第6章 基本目標Ⅱ 基本的施策② 取組No.24 性の多様性への理解促進や取組No.36 子どもの頃からのジェンダー平等の理解と促進でジェンダー平等の教育の実施や意識啓発に取り組んでいきます。

No.	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え（案）
19	用語解説 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	<p>性と生殖に関する健康・生命の安全を、女性のライフステージを通して権利をとらえる概念。性や生殖など、自分の身体に関するすべてのことは、当事者である女性が選択し、自己決定できる権利のこと、と理解している。</p> <p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツは「すべてのカップルと個人が自分たちの子ども数（略）」とあるが、これは第4回世界女性会議行動綱領（総理府仮約第IV章 戦略目標及び行動「C 女性と健康」の95の長文の一説である。そのあとには「その権利には人権に関する文書にうたわれているように、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる」とある。あくまでも「女性と健康」が主題だ。用語解説としては不適切だと思う。</p>	<p>国の第5次男女共同参画基本計画 用語解説と同様に、「定義の詳細については、第4回世界女性会議 行動綱領（1995）のパラグラフ94、95、106（k）を参照。</p> <p>URL https://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.htmlと記載します。</p>